

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一  
………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）………
- 生活保護法による指定介護機関の辞退……………二  
………（福祉保健局生活福祉部保護課）………
- 生活保護法による指定介護機関の休止……………三  
………（同）………
- 生活保護法による指定介護機関の再開……………三  
………（同）………
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………四  
………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）………
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………五  
………（同）………

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七  
………（生活文化局都民生活部管理法人課）………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八  
………（同）………
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………九  
………（同）………
- 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………一〇  
………（同）………

### 雑報

- 全国自治宝くじの発売（三件）……………

## 告示

………（全国自治宝くじ事務協議会）………

### ●東京都告示第七十一号

一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 被処分者

- (一) 商号 有限会社トリアホーム
  - (二) 代表者氏名 取締役 梅木 邦晴
  - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿七丁目一番七号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(7)第五八〇〇六号
  - (五) 免許年月日 平成二十六年一月十九日
- 二 処分年月日 平成二十九年一月十一日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

#### 一 被処分者

- (一) 商号 サンランドシステム株式会社
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 吾一
  - (三) 主たる事務所の所在地 杉並区高井戸西一丁目三十三番二号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(6)第六一七八三号
  - (五) 免許年月日 平成二十四年九月六日
- 二 処分年月日 平成二十九年一月十二日

#### 三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

#### 一 被処分者

- (一) 商号 株式会社R Jコーポレーション
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 阿部 雅之
  - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区渋谷一丁目十番三号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八二九〇五号
  - (五) 免許年月日 平成二十六年三月十二日
- 二 処分年月日 平成二十九年一月十一日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

#### 一 被処分者

- (一) 商号 株式会社トワテック
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 村松 眞二
  - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区西早稲田三丁目一番七号
  - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇三九〇号
  - (五) 免許年月日 平成二十六年四月十日
- 二 処分年月日 平成二十九年一月十一日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

#### 一 被処分者

<p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 J・V・I・r・e・v・e</p> <p>(二) 代表者氏名 石川 悟</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 板橋区大和町二十番十四号 ベアパレスポーツI・二〇一号室</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六九〇六号</p>	<p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 富士工業株式会社</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 徳武 庄一</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 中央区新川一丁目二十一番五号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五八九九号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年十月十八日</p> <p>二 処分年月日 平成二十九年一月十二日</p> <p>三 処分内容 免許の取消し</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号</p>
---	--

(五) 免許年月日 平成二十六年八月八日

二 処分年月日 平成二十九年一月十一日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した介護機関から、同条第四項において準用する法第五十一条第一項の規定による指定の辞退があつたので、法第五十五条の三第三号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	辞退年月日
1371910306	株式会社エスケアメイト	東京都台東区浅草橋5-3-2 秋葉原スクエアビル5階	エスケアリビング板橋	東京都板橋区蓮根3-13-9	特定施設入居者生活介護	平成28年9月30日
1371910306	株式会社エスケアメイト	東京都台東区浅草橋5-3-2 秋葉原スクエアビル5階	エスケアリビング板橋	東京都板橋区蓮根3-13-9	介護予防特定施設入居者生活介護	平成28年9月30日

●東京都告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、同条第四項において準用する法第五十条の二の規定による休止の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の二（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	休止年月日
1361490103	社会福祉法人武蔵野療園	東京都中野区江古田2-24-11	訪問看護ステーションしらさぎ桜苑	東京都中野区白鷺1-14-8	訪問看護	平成28年9月1日
1361490103	社会福祉法人武蔵野療園	東京都中野区江古田2-24-11	訪問看護ステーションしらさぎ桜苑	東京都中野区白鷺1-14-8	介護予防訪問看護	平成28年9月1日
1362090365	株式会社新井起業	東京都練馬区谷原5-23-9 2階	株式会社新井起業 You&Me 訪問看護ステーション	東京都練馬区谷原5-23-9 2階	訪問看護	平成28年9月1日
1362090365	株式会社新井起業	東京都練馬区谷原5-23-9 2階	株式会社新井起業 You&Me 訪問看護ステーション	東京都練馬区谷原5-23-9 2階	介護予防訪問看護	平成28年9月1日
1371110717	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	東京都大田区山王1-3-5	かたくり六郷	東京都大田区西六郷4-21-8	訪問介護	平成28年10月1日
1371110717	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	東京都大田区山王1-3-5	かたくり六郷	東京都大田区西六郷4-21-8	介護予防訪問介護	平成28年10月1日

●東京都告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、同条第四項において準用する法第五十条の二の規定による再開の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の二（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小池百合子

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	再開年月日
1372305969	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1 4-14	アースサポート小岩	東京都江戸川区北小岩6-9-4	訪問介護	平成28年10月1日
1372305969	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート小岩	東京都江戸川区北小岩6-9-4	介護予防訪問介護	平成28年10月1日

●東京都告示第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社スタンドヒルズ	児童デイサービス あい	葛飾区南水元2-5-8	平成28年6月30日
株式会社幸寿会グループ	虹のかげはし	小金井市本町5-12-14	平成28年7月30日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社幸寿会グループ	虹のかげはし	小金井市本町5-12-14	平成28年7月30日
合同会社ワンピース	児童デイサービス・アニメイト志村板上駅前	板橋区小豆沢3-6-7	平成28年8月1日
株式会社フロンティア	児童デイサービス にじいろ	足立区東和4-4-20	平成28年8月31日
株式会社フロンティア	児童デイサービス にじいろ立石	葛飾区立石8-53-4	同日
株式会社フロンティア	児童デイサービス にじいろ高砂	葛飾区高砂3-2-20	同日
株式会社フロンティア	児童デイサービス にじいろ柴又	葛飾区柴又7-14-4	同日

●東京都告示第七十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
カスミ株式会社	アトリエ Lop	荒川区荒川4-8-1-101 アルビオン宮地	平成28年6月1日
株式会社アフターサービス	でいじすまいる	足立区島根2-2-1 島根グリーンフォレスト	同日
日本マーカーキュリー株式会社	放課後等デイサービス あんず 江戸川	江戸川区東小岩1-9-9 長寿メディカルセンター202	同日
株式会社スクアデリア	わだつみキッズ瑞江教室	江戸川区谷河内2-2-9 タクティクスビル1階	同日
NPO法人発達わんぱく会	こころとことばの教室こっこ 西葛西校	江戸川区西葛西2-18-7	同日
株式会社Enfant's	あんふあん由木事業所	八王子市大塚627-18 フォースフロンティア1階	同日
株式会社おもちゃ箱	おもちゃ箱キッズまちだ園	町田市木曽西3-18-2 2階	同日
株式会社玄人	こどもデイサービス にじいろ	日野市方願寺2-37-12	同日
株式会社MIRAIZO	すこっぷ	調布市布田1-32-5 マートルコート調布	同日
特定非営利活動法人空の翼	ウイング稲城	稲城市百村1623-1 パストラルハイム稲城E-2	同日
株式会社スターフィールド	こどもプラスほしのこキッズ	大田区南蒲田1-1-17 川口ビル1階1号室	平成28年7月1日
特定非営利活動法人ブローレンス	障害児保育園ヘレンさがも	豊島区泉鶴5-23-8 ソシエ泉鶴1階	同日
サチコ株式会社	るんるんキッズ ハート	荒川区西尾久8-42-2	同日
特定非営利活動法人かたつむり	わんぱくキッズ	八王子市片倉町359-4	同日
アンジェール合同会社	つなごーよ	福生市南田園3-18-15 ユタカビル1階	同日
株式会社キーホームズ	こどもプラスグループ あきる野教室	あきる野市秋川1-2-1 阿伎留ビル1階 102号室	同日
株式会社レディバードアカデミー	てんとむし 田町	港区海岸3-16-10 タクウビル1階	平成28年8月1日
合同会社キャンパワ	児童デイパーチェ	大田区大森東1-35 コーシャハイム大森東4-108	同日
株式会社aijaiライフサービス	児童デイサービス プラス砦	世田谷区站4-10-17 1階	同日
株式会社琉球マインド	発達支援ルーム 琉りゅう	世田谷区上野毛2-22-14 A-2階	同日
株式会社ジョイナス	発達支援センタージョイナス東中野教室	中野区東中野1-50-2 オクト森ビル1階	同日
株式会社バンブーワオ	バンブーワオ阿佐ヶ谷校	杉並区阿佐ヶ谷南1-15-18 伊藤ビル201-B号室	同日
一般社団法人フロレン	ぶれんクラブ 金町	葛飾区東金町3-41-18	同日
株式会社フォーグリーン	こいわステップ第3	江戸川区松島3-15-11 備山ビル1階	同日

イニシアス株式会社	TAKUMI	三鷹市下連雀3-17-20 101号室	同日
-----------	--------	---------------------	----

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ケア・プランニング株式会社	みらいキッズ	江東区永代2-34-11 セレナハイム門前仲町1階	平成28年6月1日
AHCグループ株式会社	アプリ児童デイサービス北島山	世田谷区北島山4-34-18	同日
特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会	わんぱくクラブ三宿	世田谷区三宿1-3-20 1階	同日
カスミ株式会社	アトリエ Lop	荒川区荒川4-8-1-101 アルビオン宮地	同日
日本マーカーキュリー株式会社	放課後等デイサービス あんず 江戸川	江戸川区東小岩1-9-9 長寿メディカルセンター202	同日
株式会社Enfant's	あんふあん由木事業所	八王子市大塚627-18 フォースフロンティア1階	同日
株式会社パワーサポート	トライキッズ・プロ	立川市幸町1-10-6	同日
公益財団法人東京YMCA	東京YMCAさくら国立	国立市東1-4-20-102	同日
特定非営利活動法人空の翼	ウイング稲城	稲城市百村1623-1 パストラルハイム稲城E-2	同日
合同会社h&s	放課後等デイサービス コア	あきる野市秋川4-14-12	同日
特定非営利活動法人りぼん	ファミリールーム りぼん	大田区中央8-4-13 KTY中央101	平成28年7月1日
株式会社エヌ・ケー・サービス	テラス児童デイサービス西蒲田	大田区西蒲田8-7-14 中野ビル1階	同日
株式会社オンリーワン	児童放課後等デイサービス ノア	板橋区蓮根2-19-4 足立ビル1階 101号室	同日
MIRIA株式会社	このこのりーフ谷原	練馬区谷原6-3-5	同日
特定非営利活動法人あいある	キッズの森 六月	足立区六月1-5-28 相川ビル1階	同日
有限会社東京ヘルスケア機能訓練センター	東京ヘルスケア学習運動センター	三鷹市下連雀2-24-8 三鷹第三オリムピアプラザ101A	同日
株式会社リアン	放課後等デイサービスリアン 府中緑町	府中市緑町1-10-2 PALAST緑町102号室	同日
アンジェール合同会社	つなごーよ	福生市南田園3-18-15 ユタカビル1階	同日
株式会社キーホームズ	こどもプラスグループ あきる野教室	あきる野市秋川1-2-1 阿伎留ビル1階 102号室	同日
株式会社Leaf音楽療法センター	放課後等デイサービス ノーサイド新宿@Leaf音楽療法センター	新宿区矢来町43 三新ビル1階	平成28年8月1日
フューチャーサポート株式会社	スキップランド 西大井	品川区西大井6-14-15	同日
合同会社キャンパワ	児童デイパーチェ	大田区大森東1-35 コーシャハイム大森東4-108	同日
株式会社ビーテック	放課後デイ レインボースター	大田区南蒲田1-1-23	同日

株式会社ajiaiライフサービス	児童デイサービス プラス砵	世田谷区砵4-10-17 1階	同日
株式会社琉球マインド	発達支援ルーム 琉りゆう	世田谷区上野毛2-22-14 A-2階	同日
株式会社ジョイナス	発達支援センタージョイナス東中野教室	中野区東中野1-50-2 オクト森ビル1階	同日
株式会社バンブーワオ	バンブーワオ阿佐ヶ谷校	杉並区阿佐谷南1-15-18 伊藤ビル201-B号室	同日
一般社団法人フロレン	ぶれいんクラブ金町	葛飾区東金町3-41-18	同日
株式会社フォアグリーン	こいわステップ第3	江戸川区松島3-15-11 権山ビル1階	同日
株式会社ハウベストコーポレーション	オレンジスクール 小岩教室	江戸川区西小岩2-20-16 ライオンズマンション西小岩第3 101号室	同日
オールウェイズ徳長合同会社	こどもプラス青梅教室	青梅市野上町2-10-2 平沼ビル1階101	同日
特定非営利活動法人IL&Pアシスト	カラコロ・アイリー	日野市万願寺4-14-14	同日
社会福祉法人はなゆめ	まあーる	三鷹市新川3-21-19 はなはなテラス1階	同日

## サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社三成電器製作所	あいりすキッズ	大田区西馬込1-32-15 共信ビル303号室	平成28年6月1日
社会福祉法人のゆり会	のぞみ発達支援室たかさご	葛飾区高砂7-26-3	同日
一般社団法人フロレン	ぶれいんクラブ金町	葛飾区東金町3-41-18	平成28年8月1日

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十一月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マイホッケープラス

三 代表者の氏名

福島 雄裕

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田小川町一丁目十番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、ホッケーに関する技術・知識・体験の機会の提供、情報の集約・発信を行う。これによりホッケーをとおしてスポーツマンシップに則った生き方をする人を増やし、精神的にバランスのとれた豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人若者の自立支援すみれブーケ</p> <p>三 代表者の氏名 内田 朝代</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区上北沢四丁目十八番十五ー七〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、児童養護施設の子どもたちや退所、措置解除後の若者や里親から巣立った若者を対象として、社会的ルールを学ぶ場、帰ることの出来る実家、故郷となる居場所づくり（家）を子どもたちのパートナーとして一緒に考え創る。また、社会全体で子どもたちを支援出来る仕組みを創ることにより、安心して暮らせる社会を目指すことを目的とする（以上原文のまま掲載）</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人にほんまる</p> <p>三 代表者の氏名 後藤 正司</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区東神田二丁目十番十三号 日本ビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、総合的な住環境整備・人材育成に関する</p>	<p>事業を行うことにより、快適な社会環境の創造及び保全に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジア人材開発・雇用創出支援機構</p> <p>三 代表者の氏名 中川 城久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝浦二丁目十七番十三号 保坂興産ビル五F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、特に日本を含むアジア地域における各国の経済発展・産業振興の中核となる人材に対して、日本・海外相互間の人材の交流に関する事業、外国人研修生・実習生の支援に関する事業、職業能力の開発を目的とした、日本及び海外の人材の育成に関する事業、日本における海外人材の雇用促進を目的としたセミナー等の企画・開催に関する事業等を行い、雇用機会の拡充とアジア地域の労働市場の活性化を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>特定非営利活動法人伊能社中</p> <p>三 代表者の氏名 尾崎 正志</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区西浅草二丁目九番二号 浅草スカイレジナル七〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は初等中等教育機関及び一般市民に対して教育の情報化が進展するようデジタル教材の提供やICT支援に関する事業を行い、学校教育分野、社会教育分野における情報化の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月二十三日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多摩都市構想研究会</p> <p>三 代表者の氏名 古川 勇二</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>
--	---	--	---	--



<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 吉本 佳奈(橋川 佳奈)</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人COLORFUL</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月九日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、多摩地域の人、自然と産業の総合的かつ自立的な発展のため、課題と対応を明らかにし、そのための様々な活動を展開することによって、多摩地域の活力の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区板橋一丁目十一番七一九〇一号</p> <p>三 代表者の氏名 丸山 仁司</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リハビリテーション学術センター</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月八日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、多摩地域の人、自然と産業の総合的かつ自立的な発展のため、課題と対応を明らかにし、そのための様々な活動を展開することによって、多摩地域の活力の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区板橋一丁目十一番七一九〇一号</p> <p>三 代表者の氏名 丸山 仁司</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リハビリテーション学術センター</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月八日</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、発達に偏りや障害のある乳幼児、児童、青少年及びその家族に対して、医療、保健、福祉、教育、心理等の専門家が協働して、要支援児・者や家族への直接的な支援を行うと共に、地域における支援体制の強化を図り、もって要支援児・者及びその家族の Quality of Life (生活の質)の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目五番十五号 四〇五号室</p> <p>三 代表者の氏名 天下井 隆二</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人世界カラオケ普及協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月十二日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、カラオケ文化・芸能の良さを紹介し、普及させる事業をはじめとして著作権等の特許保護活動やカラオケ施設の効率化、利便性及び安全性を図ること、更にはカラオケ教室・大会の実施に関する支援事業、高齢者等の健康増進の側面的事業を通じてカラオケ文化が広く発展することに努めることによつて、日本のカラオケ文化が世界に発展すること、そして世界中の人々がこれを体験することによつて健康で楽しい人生を送ってくれることに寄与することを</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目五番十五号 四〇五号室</p> <p>三 代表者の氏名 天下井 隆二</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人世界カラオケ普及協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月十二日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、発達に偏りや障害のある乳幼児、児童、青少年及びその家族に対して、医療、保健、福祉、教育、心理等の専門家が協働して、要支援児・者や家族への直接的な支援を行うと共に、地域における支援体制の強化を図り、もって要支援児・者及びその家族の Quality of Life (生活の質)の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目五番十五号 四〇五号室</p> <p>三 代表者の氏名 天下井 隆二</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人世界カラオケ普及協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月十二日</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、カラオケ文化・芸能の良さを紹介し、普及させる事業をはじめとして著作権等の特許保護活動やカラオケ施設の効率化、利便性及び安全性を図ること、更にはカラオケ教室・大会の実施に関する支援事業、高齢者等の健康増進の側面的事業を通じてカラオケ文化が広く発展することに努めることによつて、日本のカラオケ文化が世界に発展すること、そして世界中の人々がこれを体験することによつて健康で楽しい人生を送ってくれることに寄与することを</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目五番十五号 四〇五号室</p> <p>三 代表者の氏名 天下井 隆二</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人世界カラオケ普及協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月十二日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、発達に偏りや障害のある乳幼児、児童、青少年及びその家族に対して、医療、保健、福祉、教育、心理等の専門家が協働して、要支援児・者や家族への直接的な支援を行うと共に、地域における支援体制の強化を図り、もって要支援児・者及びその家族の Quality of Life (生活の質)の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区千住橋戸町十二番地一〇一</p> <p>三 代表者の氏名 米橋 裕美</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人FWC女性と子どもの未来</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月十三日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、発達に偏りや障害のある乳幼児、児童、青少年及びその家族に対して、医療、保健、福祉、教育、心理等の専門家が協働して、要支援児・者や家族への直接的な支援を行うと共に、地域における支援体制の強化を図り、もって要支援児・者及びその家族の Quality of Life (生活の質)の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区千住橋戸町十二番地一〇一</p> <p>三 代表者の氏名 米橋 裕美</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人FWC女性と子どもの未来</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月十三日</p>

百四十三号) 第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人自然環境復元協会

二 代表者の氏名

石川 晶生

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区内藤町一番七号 ホヲトクビル二〇一

仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク

二 代表者の氏名

米田 徹

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区内神田一丁目五番一号

四 認証年月日

平成二十八年十一月一日

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年一月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第七百十三回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額 一億四千万枚 四百二十億円  
(三十億円を一単位(一ユニット)として十四単位(十四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円  
五 証券型式 開封式  
六 発売期間 平成二十九年二月二十二日から同年三月十七日まで  
七 抽せん期日 平成二十九年三月二十四日  
八 当せん金支払開始期日 平成二十九年三月二十九日  
九 当せん金の額及び当せんの数

一等	三億円	一本
一等の前後賞	一億円	二本
一等の組違い賞	十万円	九十九本
二等	二十万円	三本
三等	十万円	千本
四等	三千万円	十万本
五等	三百円	百万本
春のつばみ賞	一万円	二万本
計		百十二万一千百五本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。  
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百八十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年一月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第七百十四回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額 四千万枚 百二十億円  
(三十億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円  
五 証券型式 開封式  
六 発売期間 平成二十九年二月二十二日から同年三月十七日まで  
七 抽せん期日 平成二十九年三月二十四日  
八 当せん金支払開始期日 平成二十九年三月二十九日  
九 当せん金の額及び当せんの数

一等	五千万円	十本
二等	五百万円	二十本
三等	五十万円	二百本
四等	三千万円	十万本
五等	三百円	百万本
春のめぐみ賞	五万円	三千本
計		百十万三千二百三十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百九十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年一月二十三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千三百五十万枚 二十七億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十九年三月十八日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成二十九年三月十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等	等	当せん金
一	等	千万円 二十七本
二	等	十万円 二千六百六十本
三	等	三万円 五千三百三十本
四	等	五千元 四万八千六百本
五	等	五百円 十三万五千本
六	等	二百円 百三十五万本
計		百五十四万九百七十七本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號

郵便番号 113-0001

